障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定自立訓練運営規程（参考例）

|  |  |
| --- | --- |
| 参　考　例 | 留意事項 |
| ○○○（自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練））運営規程  　（事業の目的）  第１条　□□□が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。  ２　事業所において実施する法に基づく自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。  　（運営の方針）  第２条　利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて自立訓練（機能訓練）計画又は自立訓練（生活訓練）計画（以下「自立訓練（機能訓練）計画等」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）（以下「自立訓練（機能訓練）等」という。）を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立訓練（機能訓練）等を提供する。  ２　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。  ３　前２項のほか、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号。以下「基準条例」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。  　（事業所の名称等）  第３条　事業所の名称は、次のとおりとする。  　（１）名称　　○○○  （２）所在地　新潟県新潟市××区××町○丁目○番○号    　（従事者の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。  　（１）管理者　１人  　　　　従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。  　（２）サービス管理責任者　○人  自立訓練（機能訓練）計画等の作成に関する業務を行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。  　（３）事務職員　１人  ２　前項のほか、指定自立訓練（機能訓練）に係る従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。  　（１）看護職員　○人（兼務）  　（２）生活支援員　○人  　（３）理学療法士（作業療法士又は機能訓練指導員）　○人  ３　第１項のほか、指定自立訓練（生活訓練）に係る従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。  　（１）看護職員　○人（兼務）  　（２）生活支援員　○人  （営業日及び営業時間）  第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  （１）営業日  　　　　○曜日から○曜日までとする。  　　　　ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。  （２）営業時間  　　　　午前○時から午後○時までとする。  　（利用定員）  第６条　事業所の利用定員は、次のとおりとする。  （１）指定自立訓練（機能訓練）　○人  　（２）指定自立訓練（生活訓練）　○人  　（指定自立訓練（機能訓練）等の内容）  第７条　事業所で行う指定自立訓練（機能訓練）の内容は、次のとおりとする。  （１）自立訓練（機能訓練）計画の作成  （２）身体機能又は生活能力の維持、向上のために必要な訓練（理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション）  （３）健康管理  （４）食事の提供  （５）関係機関との連絡調整  （６）地域生活移行後の、定期的な連絡、相談等  （７）相談及び助言等  ２　事業所で行う指定自立訓練（生活訓練）の内容は、次のとおりとする。  （１）自立訓練（生活訓練）計画の作成  （２）入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練  （３）健康管理  （４）食事の提供  （５）関係機関との連絡調整  （６）地域生活移行後の、定期的な連絡、相談等  （７）相談及び助言等  　（支給決定障害者から受領する費用の額等）  第８条　指定自立訓練（機能訓練）等を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）等に係る利用者負担額（基準条例第２条第１２号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。  ２　法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）等を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第２９条第３項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。  ３　前２項の支払いを受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）等において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収するものとする。  （１）食事の提供に要する費用　１食につき○○円（うち食材料費○円）  ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費のみ徴収する。  （２）日用品費　実費  （３）その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの　実費  ４　前３項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付する。  ５　第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。  （通常の事業の実施地域）  第９条　通常の事業の実施地域は、○○市の全域とする。  　（サービス利用に当たっての留意事項）  第１０条  （緊急時等における対応方法）  第１１条　従業者は、現に指定自立訓練（機能訓練）等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。  　（非常災害対策）  第１２条　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的にその従業者及び利用者に周知する。  ２　非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。  ３　医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努める。  　（事業の主たる対象とする障害の種類）  第１３条　事業所において指定自立訓練（機能訓練）を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  身体障害者  ２　事業所において指定自立訓練（生活訓練）を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  　　知的障害者  （虐待の防止のための措置に関する事項）  第１４条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施  （５）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。  　（苦情解決）  第１５条　提供した指定自立訓練（機能訓練）等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。  ２　前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。  ３　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。  　（その他運営に関する重要事項）  第１６条　従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。  　（１）採用時研修　採用後○か月以内  　（２）継続研修　　年○回  ２　従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ３　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  ４　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。  ５　利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定自立訓練（機能訓練）等を提供した日から５年間保存する。  　　　附　則  　この規程は、平成１８年１０月１日から施行する。  　　附　則  この規程は、平成２５年４月１日から施行する。  　　附　則  この規程は、令和４年４月１日から施行する。 | ｢○○○｣は、事業所の正式名称を記載する。  ｢□□□｣は、開設者(法人名)を記載する。  （基準第１４２条）  （基準第１５２条）  （基準第４条第１項）  （基準第４条第２項、第１４９条、第１５９条（第１８条第１項準用））  その他、当該事業所における運営の方針を記載すること。  ｢○○○｣は、事業所の正式名称を記載する  所在地は、住居表等を正確に記載する。  (基準第１４３条、第１５３条、第２０２条）  (基準第１４４条、第１５４条（第５２条準用）)  （基準第１４９条、第１５９条（第６８条準用））  （基準第１４９条、第１５９条（第６０条、第６１条準用））  内容については、あくまで例示なので、事業所の実態に応じて記載すること。  （４）は、食事を提供する場合に定めること。  （４）は、食事を提供する場合に定めること。  （基準第１４６条、第１５７条）  厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を下回る額を独自に定める場合には、その額を記載すること。  事業所において利用者から徴収する内容について、具体的に記載すること。（記載していない内容について、利用者から徴収することはできないので、留意すること。）  原則市町村単位で記載する。なお、市町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町の区域」など客観的に区域が分かるような記載をすること。  利用者がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項を記載する。  （基準第１４９条、第１５９条（第２９条準用））  （基準第１４９条、第１５９条（第７２条準用））  訓練の実施回数等、可能な限り具体的に記載すること。  主たる対象者を特定する場合には、障害の種別を記載する。  （基準第４条第３項）  事業所の実態に応じて、可能な限り具体的に記載すること。（解釈通知第三―３－(20)－⑤参照。）  （基準第１４９条、第１５９条（第４０条準用））  （基準第１４９条、第１５９条（第７０条第３項準用））  （基準第１４９条、第１５９条（第３７条準用））  （基準第１４９条、第１５９条（第７７条準用）） |

|  |
| --- |
| ○　「留意事項」欄の「基準」とは、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号）のことをいいます。  　　また、「解釈通知」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）のことをいいます。  ○　この運営規程はあくまで参考例であり、各項目の記載方法及び内容等については、各事業所の実情等に応じて作成してください。ただし、「基準」に規定されている内容を制約することは認められません。  ○　従たる事業所を設置する場合の規定ぶりについては、生活介護の参考例を参照してください。  ○　この運営規程は、自立訓練（機能訓練）と自立訓練（生活訓練）の多機能型事業所の参考例であり、自立訓練（機能訓練）のみ又は自立訓練（生活訓練）のみを実施する場合は留意してください。  ○　いわゆるオプションサービスを実施する場合には、その内容及び利用者から徴収する費用の額等を具体的に記載してください。 |